

せいけつ み まも きそくただ けんこう せいかつ おく

清潔な身なりで、きまりを守り、規則正しく健康な生活を送ろう。

1 登下校

- 登校は8時45分までとする。
- 登下校時は寄り道をしない。

2 服装

○学校指定の制服を着用して通学し、登校後活動内容に応じて作業着や学校指定の体育着に着替える。

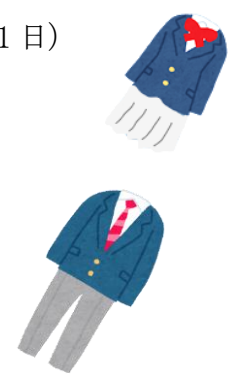
○儀式や校外学習等、制服がふさわしいと判断される場面を各集団で確認する。

ただし、個々の身体状況等により制服着用が困難な場合は、学級担任と協議の上、制服に準ずる服装を認める。

(1) 冬期間・・・学校指定の制服 (目安：4月1日～5月31日、10月1日～3月31日)

上記の期間を基準とするが、天候や生徒の健康状態に合わせる。

- ブレザーの下に、白のYシャツまたはブラウス、ポロシャツを着用する。(儀式的行事や実習挨拶などでは白のYシャツまたはブラウスを着用する。)
  - 気候に応じてVネックセーターやカーディガンを着用してもよい。
- 色はベージュ、グレー、黒、紺、白にする。



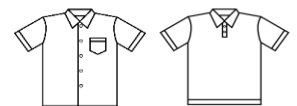
(セーターやカーディガンのみで過ごすことは不可。儀式的行事では着用しない。)

- ネクタイ、リボンを着用する。(学校で指定されたもの)

(2) 夏期間・・・ (目安：6月1日～9月30日)

上記の期間を基準とするが、天候や生徒の健康状態に合わせる。

- 白のYシャツまたはブラウス、ポロシャツを着用する。開襟シャツも可とする。(儀式的行事や実習挨拶などでは白のYシャツまたはブラウスを着用する。)
- ネクタイ、リボンは着用しなくてもよい。



- 自転車による登下校時は、学校指定の体育着以外で動きやすさや暑さに対応した服装も可とする。(派手ではないTシャツ、短パン等)

(3) その他の注意事項 (通年)

- 各衣服の下に肌着やTシャツを着用する。色は白、紺、黒、グレーとし、柄は無地またはワンポイントとする。
- スカートの丈は、膝が隠れる長さにする。スカート着用時のタイツは黒、ベージュにする。
- シャツの裾は、ズボン、スカートの中に入れる。

うわば じゆう しろ くる きちよう うんどう はで  
・上履きは自由とするが、白や黒を基調とし、運動ができるもので派手でないものにする。

くつした むじ くる しろ こん つ  
・靴下は無地（黒、白、紺）にする。ワンポイントが付いていてもよい。

ぎしきてきぎようじ ふか  
(儀式的行事のときは、アンクルソックスは不可とする。)

がっこうぎようじ がっこう そろ ちゃくよう  
・学校行事では、学校で揃えたトレーナーやTシャツを着用してもよい。

みみ げんそくがっこうない ちゃくよう ぼうかんぎ げんそく とうこうご  
・マフラー、ネックウォーマー、耳あてなどは、原則学校内で着用しない。防寒着は原則、登校後  
は玄関で脱ぐが、気候等に応じてその限りではない。

さぎようがくしゅう ふくそう さぎようはん しじ したが いろ しろ くる はで いろ きちよう  
・作業学習の服装は、作業班の指示に従う。Tシャツの色は白や黒など派手ではない色を基調と  
し、柄はワンポイントなど目立たないものとする。シャツは、ズボンに入れ、ベルトをする。

### 3 頭髪・身だしなみ

まえがみ がくしゅうかつどう ししょう なが かた なが かみ ぼあい がくしゅうかつどう ししょう  
・前髪は学習活動に支障のない長さにする。肩より長い髪の場合は、学習活動に支障のないように、  
結ぶ。髪飾りは原則必要なし、華美なもの、学習活動の妨げになるようなもの、固さなど危険が  
予想されるもの(バレッタなど)は禁止する。

そ きぼつ かみがた  
・剃りこみなどの奇抜な髪形にしない。

かみ せんしよく だっしよく きんし げ たい しゆくもうきようせい  
・髪の色や脱色、パーマは禁止とする。(くせ毛に対するストレートパーマ、縮毛矯正等は  
その限りではない)。

けしよう どう きんし  
・化粧、ピアス、マニキュア、カラーコンタクト等は禁止とする。

### 4 所持品

がくしゅう ひつよう いがい まんが ざっし けしようひん おんがくきき も こ きんし  
・学習に必要なもの以外(漫画や雑誌、ゲーム、化粧品、音楽機器など)の持ち込みは禁止する。

きちようひん も こ ぼあい きしゆくしゃせい きしゆくしゃ つうがくせい たんにん あず  
・貴重品などを持ち込んだ場合は、寄宿舎生は寄宿舎に、通学生は担任に預ける。

しよじひん かなら なまえ か  
・所持品には必ず名前を書く。

じりきつうがくせい かぎ ぼうはん くまたいさく すず けいこう  
・自力通学生はできる限り防犯ブザーや熊対策の鈴を携行する。

とう はもの も こ きんし  
・はさみやカッター等の刃物の持ち込みを禁止する。

### 5 携帯電話等に関すること

けいたいでんわ も こ きよかしよう はっこう せいと きよか ぎょうじなど がくぶはんだん  
・携帯電話の持ち込みは許可証が発行になった生徒のみ許可する。行事等は学部判断とする。

けいたいでんわ も こ きよか せいと きしゆくしゃせい きしゆくしゃ つうがくせい しよくいんしつ あず  
・携帯電話の持ち込みを許可された生徒のうち、寄宿舎生は寄宿舎に、通学生は職員室に預ける。

けいたいでんわ しよう きんし  
・スクールバスでの、携帯電話の使用を禁止する。

しよじかん かくかてい やくそく き めやす ごぜん じ ごご じ がくしゅう せいかつ ししょう  
・使用時間は各家庭で約束を決め(目安:午前9時~午後9時)、学習や生活に支障のないようにする。

であ けい じさつ けいたいでんわ  
・いわゆる「出会い系サイト」「アダルトサイト」「自殺サイト」などにアクセスしない。また、携帯電話に  
よるトラブルを防止するために、必ずフィルタリングをかける。

らいん いんすたぐらむ えすえぬえす ふてきせつ とうこう じぶん とも こじんじょうほう  
・「LINE」「Instagram」等、SNSで不適切な投稿をしない。(自分や友だちの個人情報、  
ちよさくけん しようぞうけん しんがい あ がぞう どうが たんにん ひぼう ちゆうしよう か こ  
著作権や肖像権の侵害に当たるもの、わいせつ画像や動画、他人を誹謗・中傷するような書き込  
みなど)

他人のアカウントを無理に聞き出したりしない。SNS やオンラインゲームなどは時間や、相手を考えた言動に気を付ける。

携帯電話によるいじめやトラブルを起こした場合は、一時的に携帯電話を学校で保管したり、持ち込みを禁止したりする場合があります。

学校が貸し出すタブレット型端末は、「学習用のタブレット型端末の規定」を守って使用する。

## 6 交通安全に関すること

### (1) 自転車通学・使用

自転車通学や職場実習などで自転車の使用を希望する場合は、「能代支援学校 自転車通学の決まり」により、学級担任に申し出て必要な手続きをし、校長の許可を得ること。

休日を含めて自転車の使用は、修了式の翌日～雪が降るまでとし、路面凍結または初雪観測以降は利用不可とする。点検と保険加入の済んでいない自転車の使用は禁止する。ヘルメットの着用に努める。

### (2) 自動車運転免許取得

自動車免許の取得は、原則就職に必要とされる場合、校長の許可を得た者のみ可とする。

免許を取得しても在学中は運転を禁止する。

規則違反、問題行動などが発生したとき、自動車学校への通学許可を取り消し一時的に自動車学校に通うことを禁止する。

## 7 校外生活

友達と外出する場合はいつ、どこへ、誰と行くのか、帰りの時間や移動手段等を保護者と確認する。

友達の家への外泊は、禁止する。

男女2人きりでは会わない。異性の家には行かない。

生徒同士で18歳未満入店禁止の店には絶対に入出入りしない。

金銭の貸し借りや物品の売買はしない。みんなで遊んだ時は、等分に支払う。

アルバイトは禁止とする。

華美な服装はしない。

不良行為（飲酒、喫煙等）は絶対にしない。

※規則違反、問題行動などが発生したときは、学級担任及び生徒指導部からの指導を行う。

指導を受けたあと、改善が見られない場合は学校に保護者等と呼び本人に指導を行う。

「きまりだから守る」「きまりにないから大丈夫」ではなく、「正しい判断」かを自分で考え、『自分で自分を守る』

意識を高めていきましょう。友達同士、学部全体でよりよい判断をしていくことができるように、きまりについて

何かあれば学級担任、生徒指導部までお話ししてください。皆できまりについて考えていきましょう。